

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	石原産業株式会社			コード	4028
提出日	2025/6/12		異動（予定）日	2025/6/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外取締役の選任議案が付議され、社外役員の構成が変わる予定のため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
１	安藤 知史	社外取締役	○													○		有	
２	内田 明美	社外取締役	○														○		有
３	佐野 由美	社外取締役	○														○	新任	有
４	楠見 憲久	社外監査役	○								△								有
５	小池 康弘	社外監査役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	安藤知史氏は、現在当社社外取締役であり、弁護士としての高い専門性を備え、企業法務に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、それらを当社の経営に活かしていただくことを期待して社外取締役に選任しております。なお、同氏は当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員としての職務を適切に遂行できると判断したため、独立役員として指定しております。
2	該当事項はありません。	内田明美氏は、現在当社社外取締役であり、経営企画、人事、リスク管理、財務および管理会計に関する豊富な知識と、自動車プレス部品、冷凍装置などをグローバルに展開する開発製造販売事業会社での取締役の経験を有しており、それらを当社の経営に活かしていただくことを期待して社外取締役に選任しております。なお、同氏は当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員としての職務を適切に遂行できると判断したため、独立役員として指定しております。
3	該当事項はありません。	佐野由美氏は、公益法人において長年要職を務め、組織運営や人材育成に関する豊富な経験を有しており、それらを当社の経営に活かしていただくことを期待して社外取締役に選任しております。なお、同氏は当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員としての職務を適切に遂行できると判断したため、独立役員として指定しております。
4	楠見憲久氏は、当社の取引金融機関のひとつである株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）の出身者ですが、同社を2015年3月に退社しており、また、その後同氏が勤務した同社のグループ銀行は当社と取引関係にないため、独立性に影響を与えるおそれがないと判断しております。	楠見憲久氏は、長年にわたり金融機関で培われた幅広い知識と見識と、取締役としての経験から企業経営に関する十分な見識を有しており、それらを独立・公正な立場からの業務執行の監査に活かしていただくことを期待して社外監査役に選任しております。なお、同氏は当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員としての職務を適切に遂行できると判断したため、独立役員として指定しております。
5	該当事項はありません。	小池康弘氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等と企業経営に関する十分な見識を有しており、それらを独立・公正な立場からの業務執行の監査に活かしていただくことを期待して社外監査役に選任しています。なお、同氏は当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員としての職務を適切に遂行できると判断したため、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

<独立性判断基準>
社外取締役または社外監査役の独立性は、次の各要件のいずれにも該当しないことを判断の基準とする。
1.現在または過去10年間に於いて、当社およびその子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者（注1）であった者
2.現在または過去5年間に於いて、当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）またはその業務執行者であった者
3.当社グループの取引先で、直近の3事業年度のいずれかに於いて、当社グループとの取引額が当社グループの年間連結売上高の2%を超える者またはその業務執行者
4.当社グループを取引先とする者で、その直近の3事業年度のいずれかに於いて、当社グループとの取引額がその者の年間連結売上高の2%を超える者またはその業務執行者
5.当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益（注2）を得ている会計専門家、法律専門家、その他のコンサルタントまたはその団体に属している者
6.現在および過去3年間のいずれかに於いて、当社グループから多額の寄付または助成（注3）を受けている者またはその業務執行者
7.前1～6項で示した条件に該当する者の配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の親族である者

(注1) 会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。
(注2) 定常的な報酬が過去3年間の平均で1,000万円を超える場合をいう。
(注3) 年間の寄付または助成の額が1,000万円を超える場合をいう

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。